

令和7年3月24日

市営住宅に係る連帯保証人の廃止について

1 趣旨

近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることから、住宅に困窮する低額所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえ、連帯保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにするため、令和7年度から、これまで市営住宅の入居手続きの際に必要としていた連帯保証人を不要とします。なお、緊急時の対応などの役割を担っていただく緊急連絡人は、これまでどおり必要となります。

2 開始時期

令和7年4月1日以降の入居手続きから実施します。

3 既存入居者の連帯保証人

令和6年度中に既に入居されている方の連帯保証人は、原則として継続となります。連帯保証人がお亡くなりになった場合などは新たに連帯保証人を届け出てください。必要はありませんが、緊急連絡人を定めていない場合は、新たに緊急連絡人を定めていただく必要があります。

4 対象住宅

公営住宅及び改良住宅

※特定公共賃貸住宅、定住住宅、定住促進住宅はこれまでどおり連帯保証人が必要です。



広島県三次市

総務部 財産管理課 住宅・財産活用係 (担当:高野・住吉)
TEL:0824-62-6161 FAX:0824-62-6137